

平成 30 年度神戸市外国・外資系企業誘致調査・分析業務の公募に関する質問への回答

質問 1 仕様書「3. 委託業務の内容（3）神戸市内への 外国・資系企業立地動向の特徴の分析」

（主な誘致対象企業）①～④について

- ・ 主な誘致対象企業の業種の定義は何か。
- ・ 具体的にイメージする企業があるか。市の保有する約 260 社の中の業種からピックアップし、他都市との比較をする想定か。

【参考：仕様書該当箇所抜粋】

（3） 神戸市内への外国・外資系企業立地動向の特徴の分析

上記 3.（2）の分析結果を日本全体のデータと比較した際の神戸の特徴や強みを分析する。

比較対象となる日本全体のデータは受託者が市販の資料等から取得するものとする。分析にあたっては、本市が主な誘致対象とする以下の企業群に対する実際の企業立地状況の分析を含めることとする。

（主な誘致対象企業）

- ① 医療、航空・宇宙、新エネルギー、IT 等の成長分野の関連企業
- ② 日本/アジアにおけるヘッドクォーターや研究開発拠点といった高付加価値拠点を設置する企業
- ③ 地元企業との取引拡大、神戸港利用等、地域経済の活性化に資する企業
- ④ 国際都市神戸のブランドイメージアップに資する企業

【回答 1】

- ・ 本業務では、3.（2）の業務において分析された神戸市内の企業立地動向について、他都市と比較して特徴付けられる事項があるか、強みとなり得る事項があるか等を分析することを想定している。その際に踏まえる観点の一つとして、神戸市が誘致対象としている企業に相当する企業の立地状況についても分析をお願いしたい。
- ・ 誘致対象企業の①～④についてイメージする企業の規模や属性等について、業務開始後に神戸市と受託者側で協議を行うものとする。企業の①の考え方については、「神戸企業進出総合サイト」に掲載の神戸の戦略産業を参照すること。URL: <https://kobe-investment.jp/charm/kobeindustry/>

質問 2 再委託は可能か。可能な場合の再委託の範囲は何か。(外部専門家の見解を得る等)

【回答 2】

再委託は可能とするが、委託業務の大部分を再委託とすることはできない(添付の「委託契約約款」第 4 条参照)。公募提案書において、再委託先とその業務の範囲、理由を明記すること。本業務参加資格として、本市が貸与する市内企業データの情報管理を適切に行うための要件を課していることから、本市が貸与する市内企業データの情報管理については再委託の対象外とする。

【参考：公募要領該当箇所抜粋】

6. 応募資格

(5) 本市が貸与する市内企業データの情報管理を適切に行うために、以下のいずれかに該当する者。

- ①担当部署が ISO27001 の認証を取得している者
- ②一般財団法人日本情報経済社会推進協会から認定された審査登録機関の情報セキュリティマネジメントシステムまたはプライバシーマークの認証を取得している者